

財産に関する調書(年 月 日現在)

年 月 日
主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

	価 額	摘 要
資 産 現金・預金 有価証券 未収入金 貸付金 土地 建物 備品 権利 貸倒引当金 その他 計(A)		
負 債 借入金 未払金 前受金 その他 計(B)		
(A)－(B)		

(記載上の注意)

- この調書は、労働金庫電子決済等代行業者が個人である場合に限り、報告書に添付すること。
- 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格(取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格)に基づき算出した、提出の日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日(以下「算出日」という。)に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用(事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。)の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載することを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあつては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

居住用の土地又は建物

の算出日の適正な評価
価格に基づき算出した
価額

居住用の土地又は建物

の算出日の適正な評価
価格に基づき算出した
価額

「借入金」の価額＝算出日の借入金の価額 × $\frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}}$

6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。

7 「権利」とは、営業権、地上権その他の無形固定資産をいう。

8 労働金庫法第94条第5項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。